

## 岩倉市高齢者住宅改善費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体的機能の低下又は身体的障害をもつ高齢者の居住環境を改善し、日常生活の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づき助成を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市住民基本台帳に記載されている者のうち、現に本市に居住し、次の要件に該当する者又はこの者を現に扶養し同居している者で前年所得税課税額が42,000円以下のものとする。

- (1) 65歳以上で介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する要介護者
- (2) 65歳以上で法第7条第4項に規定する要支援者
- (3) 法第27条第12項及び第32条第8項の規定により要介護者及び要支援者に該当しないと通知を受けた者
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、この要綱又は岩倉市身体障がい者住宅改善費助成事業実施要綱（平成16年4月1日施行）による住宅改善費の助成を受けた者は、当該住宅の改善については、対象としないものとする。

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、岩倉市リフォームヘルパー派遣実施要綱（平成8年4月1日施行）第4条に規定する相談又は助言により行う住宅改善のうち、次に掲げるものとする。ただし、家具類の購入、法第8条第12項に規定する福祉用具の貸与、法第44条第1項に規定する福祉用具の購入及び岩倉市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成4年10月1日適用）に規定する日常生活用具の種目に該当する場合を除く。

- (1) 対象者が日常生活を安全及び容易にするための居室、浴室、

台所、便所、出入口等（法第45条第1項に規定する改修の内容に準ずる。）の改善及び設備の取り付け

(2) その他、市長が必要と認める住宅改善  
(助成額)

第4条 前条に規定する対象事業に係る助成は、法第45条及び第57条に規定する給付が優先するものとし、助成額は当該対象事業の経費の2分の1とする。ただし、限度額は、別表のとおりとする。

2 助成額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(申請及び決定)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市高齢者住宅改善費助成申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅改善に係る契約書又は請書の写し及び見積書の写し

(2) 改善前及び改善後の見取図

(3) 申請者が借用している家屋又は土地に工事を行う場合は、当該家屋及び土地の所有者の承諾書（様式第2）

(4) その他、市長が特に必要とする書類

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否等を決定し、岩倉市高齢者住宅改善費助成決定・却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(完了報告等)

第6条 住宅改善が完了したときは、岩倉市高齢者住宅改善費助成事業完了報告書（様式第4）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅改善に係る支払い証拠書類の写し

(2) 改善前及び改善後の写真

(3) 請求書（様式第5）

2 岩倉市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費、岩倉市高齢者住宅改善費及び岩倉市身体障害者住宅改善費受領委任払い取扱

事業者登録要綱（平成19年4月1日施行）第3条の規定により登録を受けた事業者が住宅改善を実施した場合は、委任状（様式第6）を添付することにより、助成金の受領を委任することができるものとする。

（助成の時期）

第7条 市長は、前条に掲げる書類を受理し、適当と認めるときは、速やかに助成金の確定を行うとともに、助成金を交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	助成額階層区分	助成限度額
A	対象者の前年所得税非課税世帯	500,000円
B	対象者の前年所得税額が9,600円以下の世帯	300,000円
C	対象者の前年所得税額が42,000円以下の世帯	150,000円
D	対象者の前年所得税額が42,001円以上の世帯	0円

様式第 1 (第 5 条関係)

岩倉市高齢者住宅改善費助成申請書

岩倉市長 殿

申請者 住 所  
氏 名

(対象者との続柄)

(電話番号)

次のとおり住宅改善の助成を申請します。

改善を必要とする者の状況	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日	
	住 所	岩倉市			
	高齢者の状況				
	使用補装具等				
		氏 名	続柄	生年月日	職 業
家 族					
改善内容等					
工事予定年月日	年 月 日				

- 添付書類 (1) 住宅改善に係る契約書又は請書の写し及び見積書の写し  
(2) 改善前及び改善後の見取図

様式第2（第5条関係）

所 有 者 承 諾 書

年 月 日

様

（貸主）住 所  
氏 名

私の所有する下記の物件について、貸主が岩倉市高齢者住宅費改善助成事業に係る改善をすることを承諾します。

記

1 家屋所在地、名称及び部屋番号

2 借主 住 所

氏 名

様式第3（第5条関係）

岩倉市高齢者住宅改善費助成決定・却下通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました住宅改善費の助成については、次のとおり決定・却下します。

対象者改善内容	氏名			
	住所			
	高齢者等			
	見積額	円	助成額	円
却下理由				
備考				

様式第 4 (第 6 条関係)

岩倉市高齢者住宅改善費助成事業完了報告書

岩倉市長 殿

報告者 住 所

氏 名

次のとおり住宅改善を完了しましたので報告します。

対象者	氏 名								
	住 所								
	高齢者等								
改善内容									
						経費	円	助成決定額	円
						工期	年 月 日	～	年 月 日

- 添付書類 (1) 住宅改善に係る支払い証拠書類の写し  
(2) 改善前及び改善後の写真  
(3) 請求書 (様式第 5)

様式第 5 (第 6 条関係)

# 請 求 書

金 円

ただし、岩倉市高齢者住宅改善費助成金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

岩倉市長 殿

請求者 住 所

氏 名

受取人 住 所

氏 名

(法人の場合は、所在地、事業所の名称、代表者氏名  
及び岩倉市受領委任払い取扱事業者番号)

支払希望金融機関名	口座種目	口座番号	フリガナ 名 義 人

様式第6（第6条関係）

# 委 任 状

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所  
氏 名

岩倉市高齢者住宅改善費助成金の受領に関する権限を下記の受取人に委任します。

岩倉市受領委任払い取扱事業者番号	
所在地	
事業所の名称	
代表者氏名	